

つくば市立並木中学校の部活動に係る運営方針

1 基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の保持増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、本校の教育目標に基づき以下のねらいを定め、計画的に実施する。
 - ・ 自己の興味関心に基づいた活動を通して、個性の伸長を図る。
 - ・ 異学年における集団生活を通して、団結心、協力する心、思いやりの心を育てる。
 - ・ 自主的な活動の中で、礼儀や準備、後片付け等の基本的な生活習慣を身につけ、規律ある活動ができる態度を養う。
 - ・ 高い目標を持って活動し、どんな困難にも立ち向かう意欲を育てる。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切かつ無理のない部活動の運営を図っていく。

2 適切な運営のための体制整備

- 顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、生徒・保護者及び関係者等へ周知する。
- 顧問は生徒に対する指導助言を生徒理解の場とし、心が通じるような助言を行う。
- 本運営方針は、ホームページに掲載し公表する。

3 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。気象庁の高温注意情報が発せられた場合及び環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数（WBGT）が28℃以上の場合、激しい運動は行わず、31℃以上の場合、屋外での活動を原則中止とする。
- 高温や多湿時において、学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会等の延期や見直し、練習試合、練習の中止等、柔軟な対応を行う。止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。活動場所（室内を含む）で熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。
- 本運営方針等を踏まえ、保護者との連携を図り、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じる。
- 全ての生徒が安心して活動できるよう、LGBTQ+を含む多様な性を尊重し、相談しやすい環境を整える。

4 適切な休養日の設定

- 生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成のためには、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする医・科学的観点を最優先に考慮し、適切に休養日を設定する。
- 週当たり3日以上休養日設けることを基本とする。
 - ・平日は原則、月曜日・木曜日を休養日とする。
 - ・土曜日及び日曜日はいずれか1日を休養日とする。ただし、大会等でやむを得ず、いずれも実施する場合は事前に校長の承認を得る。その際、原則として別の休日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直前の1か月以内に控えている場合に限り、校長の判断により平日に休養日を振替えることも可とする。
- 中間テスト・期末テスト等のテスト前3日間を休養日とする。大会等でやむを得ず実施する場合は保護者の承諾および校長の活動許可を事前に得る。
- 長期休業中の休養日においても、上記の通り休養日を設定する。また、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。原則として、夏季休業中は8月13日から8月16日までを含む7日間、冬季休業中は12月29日から1月4日までの7日間、春季休業日は4月1日から7日までの7日間を休養日とする。
- 夏季休業中の活動日は、20日以内とする。但し、関東大会・全国大会等に出場する場合は、校長の指導の下、適切に行うものとする。

5 適切な活動時間

- 1日の実練習時間は、平日は2時間以内、休業日は3時間以内とする。
- 完全下校15分前を片付け推奨時刻とし、完全下校時刻を厳守する。

6 朝の活動

- 朝の活動は行わない。

7 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置を考慮する。
- 芸術・文化・音楽等の活動に多くの生徒が接することができる環境を目指し、活動する。
- 運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、活動内容や活動時間の工夫や配慮をする。
- 顧問の指導の下、安全に留意し、スペースを共有しながら活動する。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

- 参加する大会等を精査し、総合体育大会・新人体育大会・文化部のコンクールを含め、1か月当たり1大会程度とする。

9 備考

- 本運営方針は、茨城県部活動の運営方針及びつくば市部活動の運営方針に則り策定するものである。